

小規模事業者向け個人情報保護対策の仕組み

PMS-C制度



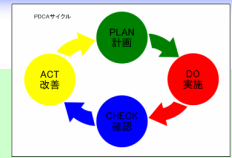
2013年 1月22日 初版

NPO法人 北大阪経営支援マスターズ

目次

1. PMS-C制度について
 - 1-1 PMS-C制度とは
 - 1-2 背景と狙い
 - 1-3 PMS-Cマークの付与と活用
2. PMS-C制度の概要
 - 2-1 PMS-C制度の位置づけ
 - 2-2 PMS-C制度の特長
 - 2-3 PMS-C制度の体系
 - 2-4 PMS-C制度の内容
 - 運営組織
 - 対象事業者
 - 認証の種類
 - 認証の有効期間
 - 認定証の発行
 - 専門員
 - 審査方法
 - 2-5 専門員の資格
3. PMS-C制度の運営
 - 3-1 制度運営体制と役割
 - 3-2 認証審査の実施（審査～認証までの流れ）
 - 3-3 申請手続きと料金
 - 3-4 認証事業者、専門員の登録管理
4. 審査基準
 - 4-1 審査のポイント
 - 4-2 レベル別要求事項
5. 苦情相談
 - 5-1 対応内容
 - 5-2 ご連絡先
6. 関連サービスと料金
 - 6-1 企業・団体向けサービス
 - 6-2 専門人材育成講座
 - 6-3 関連サービス料金

1. PMS-C制度について



1-1 PMS-C制度とは

PMS-C制度は、小規模企業・団体向けの「個人情報保護マネジメントシステム」の認証制度です。「個人情報保護マネジメントシステム」とは、個人情報保護に関する体制を整備し、定められた通りに実行し、定期的な確認を行い、継続的に改善するための体系的な管理の仕組みを指します。

本制度は、NPO法人北大阪経営支援マスターズが任意で実施する第三者認証制度です。

<PMS-C:Personal information protection management systems for community>

1-2 背景と狙い

小規模企業やNPO等の活動分野は、地域住民を主体にした地域に密着した分野が多く、その事業活動において地域住民の個人情報を取扱うことがほとんどです。

一方、個人情報保護に対して厳しい要求をする地域住民やサービスを受ける顧客は、サービス提供者が適正な個人情報の取扱事業者であることを取引の条件にすることも増加しております。

その有力な対策として、プライバシーマーク認証取得がありますが、小規模企業やNPO等の非営利団体は経営規模も小さく、専門人材の育成や資金面において経営的な負担も大きく、認証取得は実質困難と思われま

す。個人情報の適正な取扱いをどのように取り組んだらいいかわからない、あるいはプライバシーマーク認証取得はハードルが高いと言った事業者の悩みにお応えするために、よりわかりやすく、取り組みやすい制度として制定したものです。

1-3 PMS-Cマークの付与と活用

個人情報を適切に取扱っている事業者は、第三者認証機関がPMS-Cマークを付与します。PMS-Cマーク付与事業者は、事業活動の中でこのマークを活用し、個人情報を適切に取扱っていることを取引先や消費者、地域住民にアピールすることができます。



PMS-Cマーク

2. PMS-C制度の概要

2-1 PMS-C制度の位置づけ

個人情報の保護に関しては、平成17年4月1日から個人情報保護法が全面的に施行され、個人情報を取扱う事業者は、この法律を遵守することが求められます。

PMS-Cマーク付与適格決定を受けた事業者は、個人情報保護法はもとより各省庁が定める個人情報に関するガイドライン、地方自治体の個人情報保護条例にも適合して取り組む必要があります。

事業者にとっては法令の遵守だけでなく、自主的に個人情報保護レベル向上に向けた体制の確立と運用をアピールする道具としても活用できます。

2-2 PMS-C制度の特長

PMS-C制度は、「第三者認証制度」形式を採用し、この認証基準となる「要求事項」に適合した事業者であることを評価し、認証します。

この「要求事項」は、個人情報保護法の“必須事項”や大阪府の個人情報保護条例に則して、プライバシーマーク認証制度プロセスのフレームワークに準じたシステム構築・運用を要件としています。

実施にあたっては、企業・団体の規模や特性を考慮し、取り組み易さを重視した制度とし、制度体系をレベル1、レベル2の2段階方式とすることで、企業・団体の成熟度に応じたステップアップが可能な制度です。

2-3 PMS-C制度の体系

制度体系をレベル1、レベル2の2段階方式としています。

レベル1

個人情報の取扱いの基本的な事項を修得することを目標とし、初めて取り組む企業・団体向けに設定しています。個人情報保護方針の策定、個人情報の特定、個人情報保護管理体制の確立、従業員教育の実施を条件に認証します。

レベル2

本格的に個人情報の適正な取扱いを目指す企業・団体向けに設定しています。PMS-Cの継続的なPDCAが確立できていることを審査して認証します。将来、さらにプライバシーマーク取得にステップアップするベースにもなります。

2. PMS-C制度の概要

2-4 PMS-C制度の内容

PMS-C制度の運営組織、対象事業者、認証の種類と有効期間、認定証、専門員、審査方法について概略を説明します。

運営組織	特定非営利活動法人 北大阪経営支援マスターズ (民間認定団体)
対象事業者	国内に活動拠点を持つ小規模企業・団体等
認証の種類	PMS-Cレベル1 (L1)：個人情報 の適正な取り扱いに 取り組みはじめた段階の事業者 PMS-Cレベル2 (L2)：本格的に個人情報 の適正な取 り扱いが実践可能な段階の事業者 (レベル2を継続することにより、プライバシーマーク 取得にも挑戦可能)
認証の有効期間	有効期間は2年間です。以降はL2のみ2年ごとに更新 を行うことができます。なお、更新申請は、有効期間の 終了する6ヶ月前から3ヶ月前までの間に行う必要があり ます。
認定証の発行	各企業・団体単位に認定証を発行します。 PMS-Cの普及・構築支援・審査等を行う専門員には、 個人単位に認定証を発行します。
専門員 (普及員、指導員、 審査員等)	民間認定団体が、別途定める基準により認定します。 公的資格や実務経験、及び所定の研修を受講した専門員、 または民間認定団体が推薦する者を認定します。
審査方法	書類審査、現地審査にて認証適格性審査を行います。



2. PMS-C制度の概要

2-5 専門員の資格

PMS-Cの普及、構築、認証適格性の審査に関わることができる専門員の資格基準を下記の通り定めています。

	普及員	指導員	審査員
公的資格	公的資格の保有は不問	個人情報保護士、又はこれに準じる資格保有者(*1)	プライバシーマーク審査員(補)、ISMS審査員(補)、システム監査技術者の何れかの資格保有者(*2)
関連業務経験	講習会などで講師の経験	最低1年以上の個人情報保護の実務経験	最低1年以上の個人情報保護の実務経験
必須研修	PMS-C普及員養成講座	PMS-C指導員養成講座	PMS-C審査員養成講座
更新基準	2年に1回以上、PMS-C普及・指導・審査員養成フォロー講座受講(毎年受講が基本)	2年に1回以上、PMS-C普及・指導・審査員養成フォロー講座受講(毎年受講が基本)	2年に1回以上、PMS-C普及・指導・審査員養成フォロー講座受講(毎年受講が基本)
主な役割	L1構築を指導・助言、構築推進	L2構築を指導・助言、構築推進	認証適格性審査(書類審査、現地審査)(*3)

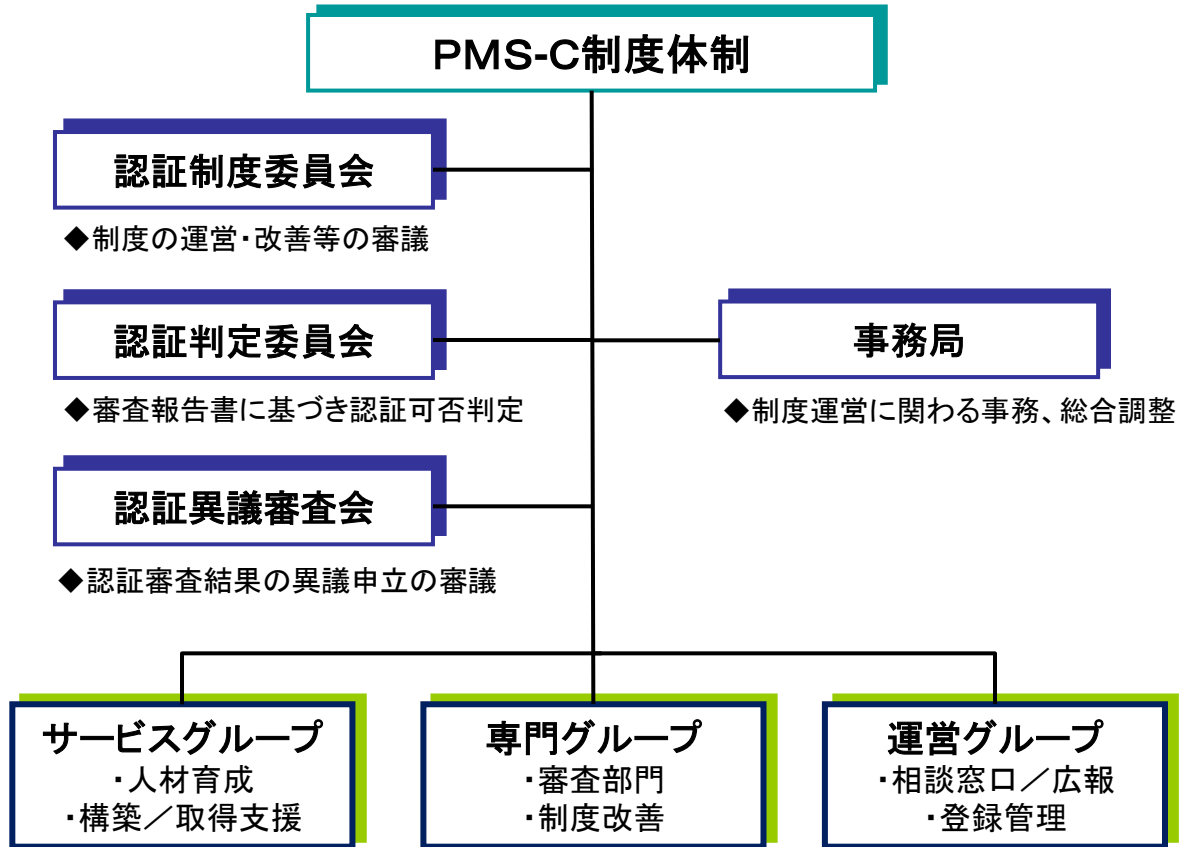
【補足事項】

- (*1) 情報セキュリティスペシャリスト、情報セキュリティ管理士、企業情報管理士、個人情報保護法スペシャリストの何れかの資格保有者
- (*2) 公的資格保有経験者を含む
公的資格要件を満たさない場合は、指導員公的資格要件に加え、プライバシーマーク若しくはISMSの受審を主体的に推進した経験者
- (*3) 審査員のうち、
審査チームのリーダーとして審査を指揮する者を主任審査員、主任審査員の指導及び監督のもとで審査に参加する者を審査員補とし、審査員補は指導員と同等の資格保有者から任命する。
- (*4) 上位の資格保有者は、下位の資格を包含する。
 - ・ 審査員資格保有者は、指導員・普及員の資格を包含
 - ・ 指導員資格保有者は、普及員の資格を包含



3. PMS-C制度の運営

3-1 制度運営体制と役割

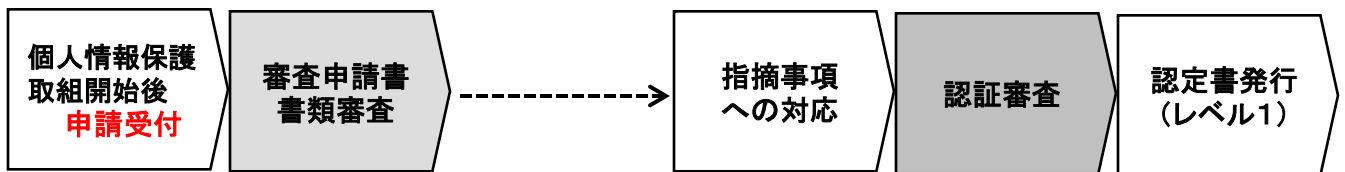


3-2 認証審査の実施（審査～認証までの流れ）

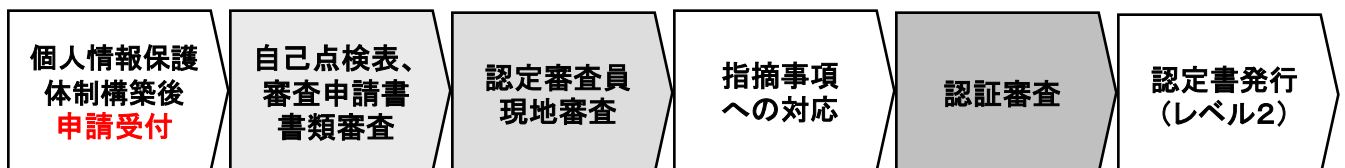


申請の流れ PMS-C認証までの手続きは次の通りです。

●レベル1の流れ（申請から認証までの期間は、概ね1ヶ月程度）



●レベル2の流れ（申請から認証までの期間は、概ね3ヶ月程度）



3. PMS-C制度の運営



3-3 申請手続きと料金

●申請手続

レベル	申請に必要な書類	
PMS-C レベル1	認証適格性審査申請書 個人情報保護方針、個人情報管理台帳、管理体制、教育実績を記載 (個人情報保護方針、個人情報管理台帳は、申請書に添付)	
PMS-C レベル2	認証適格性審査申請書	(審査01-1新規)
	会社概要	(審査01-2)
	個人情報保護体制	(審査01-3)
	運用規程・様式の一覧	(審査01-4)
	L2ガイドラインとの対応表	(審査01-5)
	会社パンフレット(ある場合)	
	運用規程・様式の文書一式(審査01-4、01-5に記載全て)	
	個人情報管理台帳	(様式02)
	個人情報保護教育計画書(兼)報告書	(様式13)
	個人情報保護内部監査計画書(兼)報告書	(様式14-1)
	マネジメントレビュー議事録	(様式14-4)
※可能であれば、リスク分析表の見本(コピー)1枚		

PMS-C申請書類：<http://ksm-21.pokecan.net/>

●受審料金(1企業・団体当り)

料金は申請時に一括してお支払頂きます。

認証制度	申請料金	審査料金	合計	その他
PMS-Cレベル1	5,000円	30,000円	35,000円	実費 (交通費等)
PMS-Cレベル2	10,000円	60,000円	70,000円	実費 (交通費等)
PMS-Cレベル2 更新審査料金	10,000円	45,000円	55,000円	実費 (交通費等)

3. PMS-C制度の運営

3-4 認証事業者、専門員の登録管理

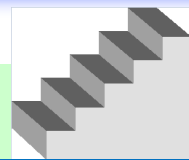
◇認証事業者の申請情報、書類審査結果、現地審査結果、認証判定会議の結果等の情報管理を適切に行い、事後フォローや認証期間満了前の更新案内等に活用します。

また、民間認定団体が登録した認証事業者の名簿を公表します。

◇審査員等（普及員、指導員含む）の専門員は、資格登録申請書(様式1)、資格登録推薦書(様式2)により評価し登録します。登録者については、経歴、公的資格、受講経歴等の管理を行い、定期的な研修受講を義務付けます。



4. 審査基準



4-1 審査のポイント

◇第一段階（レベル1）

- ①. 個人情報保護方針の策定・公表
- ②. 個人情報保護管理者、苦情・相談窓口の設置
- ③. 団体従業者への個人情報の適正取扱教育・徹底（研修実施）
 - ・個人情報保護法の概要（狙い、関連事項の理解）
 - ・個人情報の取扱いの基本
（利用目的、適正取得、第三者提供、安全管理措置）
- ④. 申請書類により適格性を審査
 - ・PMS-C認証適格性審査申請書（レベル1）
（個人情報保護教育実施記録、個人情報保護体制の記述を含む）
 - ・個人情報保護方針
 - ・個人情報管理台帳
 - ・（参考）現行の規程類

◇第二段階（レベル2）

- ①. 個人情報保護方針の策定・公表
（第一段階から管理体制強化、管理サイクルを踏まえた方針）
- ②. 個人情報保護体制の構築・運用
- ③. 個人情報保護マネジメントシステム（PDCA）の構築・運用
 - ・個人情報の特定⇒リスク分析⇒対策⇒残存リスク認識を踏まえたルール制定
- ④. 個人情報の適正取扱教育、個人情報保護内部監査の実施
- ⑤. 申請書類による審査と現地審査で適格性を審査
 - ・PMS-C認証適格性審査申請書類一式（レベル2）
（PMS-C認証適格性審査申請チェック表で求める書類）

4. 審査基準



4-2 レベル別要求事項

PMS-C要求事項		レベル1	レベル2
	PLAN (計画)		
第3条	要求事項の基本的な考え方		○
第4条	代表者による個人情報保護方針の策定	○	○
第5条	個人情報特定	○	○
第6条	法令、国及び大阪府が定める指針その他の規範		○
第7条	リスク等の認識、分析、対策		○
第8条	資源、役割、責任と権限	○	○
第9条	運用規程	△	○
第10条	緊急事態への備え		○
	DO (実施)		
第11条	取得、利用、提供の原則		○
第12条	適正な管理		○
第13条	個人情報についての本人の権利		○
第14条	従業者教育	○	○
第15条	PMS-C記録の管理		○
第16条	本人からの苦情・相談への対応	△	○
	CHECK (点検)		
第17条	PMS-Cの運用の確認及び内部監査		○
第18条	PMS-Cの是正処置、予防処置		○
	ACTION (見直し)		
第19条	事業者の代表者によるPMS-Cの見直し		○

○：遵守規程 △：努力規定

PMS-C要求事項：<http://ksm-21.pokecan.net/>

5. 苦情相談



5-1 対応内容

◇PMS-C 認証制度の運用に関する内容

企業・団体、又は消費者・利用者からPMS-C認証制度の運用に関する苦情、ご相談、ご質問に対し、以下の対応を実施します。

- ①. 消費者・利用者から、PMS-C認証事業者における個人情報の取扱いに関する苦情、ご相談、ご質問をお受けします。
- ②. ①によりPMS-C認証事業者の個人情報の取扱いを調査し、不適切な取扱いがある場合は、PMS-C認証事業者に改善の指導・確認を行い①の相談者に結果を報告します。
- ③. ①による苦情、ご相談、ご質問の内容が、PMS-C認証制度と直接関係のない場合は、可能な範囲で他の機関を紹介します。
- ④. PMS-C認証事業者である企業・団体から、PMS-C認証制度に関するご相談、ご質問に対しては、受付窓口又は専門員から回答します。

◇個人情報保護の一般的な内容

企業・団体、又は消費者・利用者から個人情報保護の一般的なご相談、ご質問に対し、以下の対応を実施します。

- ①. 個人情報の取扱いに不安を感じた企業・団体、又は消費者・利用者から個人情報保護のご相談、ご質問を受付けます。
- ②. ①について、内容に応じて受付窓口又は専門員から回答します。
- ③. ①について、現地での指導をご希望される場合は、必要経費を頂いて、対応致します。



5-2 ご連絡先

TEL	090-5056-7632（専用）受付時間：平日10時～17時
Eメール	ksmasters21@dol.hi-ho.ne.jp
問合せサイト	http://ksm-21.pokecan.net/
窓口	NPO法人 北大阪経営支援マスターズ PMS-C相談窓口担当

6. 関連サービスと料金



6-1 企業・団体向けサービス

◇認証希望事業者

PMS-C認証を希望する企業・団体は、まずはPMS-C民間認定団体事務局までご相談いただき、企業・団体の取り組み状況や業態・規模に応じて、研修、コンサルティング、審査の日程を調整し、費用の見積りを行います。

◇経費

受審の際には、審査費用・交通費等を負担いただきます。また、コンサルタント派遣料、基礎講座受講料、参考資料等の資料代、認証後2年ごとの更新審査料等は別途ご負担いただきます。

◇PMS-C基礎講座

PMS-C基礎講座は、企業・団体の要請に応じて開催します。



6-2 専門人材育成講座

専門人材育成には、「個人情報保護士」資格取得支援と、本制度に直接関係する専門人材を育成する研修があります。

◇「個人情報保護士（財団法人全日本情報学習振興協会主催）」は、「個人情報保護法」及び「個人情報の適正な取扱い技術」を有する専門家を評価する国内資格(非国家資格)です。個人情報保護推進に関する従業者が保有する知識として、有効です。

◇本制度関連人材の育成研修コースは、目的に応じた専門人材を育成します。

- ①. PMS-C普及員養成講座は、PMS-C基礎講座で個人情報取扱いに必要な基礎知識を指導する講師とPMS-Cレベル1の構築指導する専門家を育成する研修です。
- ②. PMS-C指導員養成講座は、PMS-Cレベル2の構築指導する専門家を育成する研修です。
- ③. PMS-C審査員養成講座は、PMS-C認証を希望する事業者の個人情報の適正な取扱いが、制度の要求事項に適合したかを審査する専門家を育成する研修です。
- ④. PMS-C普及・指導・審査員養成フォロー講座は、審査員等の資格の更新登録の基準となる講座で、最低2年に1度以上受講が必要です。
- ⑤. PMS-C内部監査員養成講座は、企業・団体内で自ら構築したPMS-Cにおいて、事業活動での個人情報の適正な取扱いが適性かを監査する専門家を育成する研修です。

6. 関連サービスと料金



6-3 関連サービス料金

◇講座受講料金

講座名	内容	料金	備考
個人情報保護士養成講座	2日コース (6H×2日)	20,000円/人	受講申込者が6人未満の場合は、講習会を中止することがあります。
	1日コース (6H×1日)	10,000円/人	
	試験直前対策 (3H×1日)	6,000円/人	
PMS-C普及員養成講座	(3H×1日)	6,000円/人	
PMS-C指導員養成講座	1日コース (6H×1日)	10,000円/人	
PMS-C審査員養成講座	1日コース (6H×1日)	10,000円/人	
PMS-C普及・指導・審査員 養成フォロー講座	(3H×1日)	6,000円/人	
PMS-C内部監査員養成講座	2日コース (6H×2日)	30,000円/人	

◇コンサル料金

サービス	内容		料金	備考	
コンサル料金	共通	基礎講座 (1~2H)	個人単位	1,500円/人	内容時間は、別途調整
			団体単位	20,000円/団体	
	L 1	新規	3H×1日	30,000円/団体	時間・日数については調整
			3H×4日	120,000円/団体	
			3H×2日	60,000円/団体	
L 2	更新	3H×2日	60,000円/団体	交通費が別途発生	

※申請手続きと料金の項に記載した受審料金、及び上記の講座受講料金、コンサル料金は、通知なく変更する場合があります。

MEMO

NPO法人 北大阪経営支援マスターズ

TEL	090-5056-7632（専用）、072-855-4660（代表）
FAX	072-855-4660
Eメール	ksmasters21@dol.hi-ho.ne.jp
ホームページ	http://ksm-21.pokecan.net
住所	〒537-8585 枚方市大垣内町2-12-27 北大阪商工会議所内